

二. 金融システム改革

<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、IT等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創生事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。</p>	<p>・寒冷地に集積しているバイオテクノロジー等の技術を活用した地域資源の高付加価値化に資する事業を政策金融により支援し、産業活動の活性化による自立型経済への構造改革を推進する。(日本政策投資銀行、金利：政策金利Ⅲ、融資比率：50%) (新規)</p>	<p>・15年度新規施策</p>	<p>・施策の実施を踏まえて課題を明らかにすることとしている。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・貸付け等の実施 ②平成15年末 ・貸付け等の実施 ③それ以降 ・貸付け等の実施</p>
--	--	------------------	-------------------------------------	---

ホ. その他の制度改革

<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討している。 また、総務省、厚生労働省等と連携して、情報通信機器にあまり習熟していない女性・高齢者等がテレワークを手軽に実施できるコンテンツを試作するとともに、スキル習得のための講習会等を実施した。 さらに、勤労者を対象としたエッセイコンテスト及び記念セミナーによる普及啓発活動を実施した。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。 また、コンテンツの試作と、スキル習得のための講習会の実施等により、女性・高齢者等の社会参画に資する環境整備を推進した。 さらに、エッセイコンテスト及び記念セミナーにおいては、勤労者がテレワークにより実現しているライフスタイルの紹介・表彰や、企業におけるテレワークの先進事例等の紹介を行い、テレワークの推進のための気運を醸成した。</p>	<p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していくことが必要である。 また、女性・高齢者等の社会参画に資するため、試作したコンテンツの充実を図る必要がある。 さらに、テレワークの普及啓発活動の継続的な実施が必要である。</p>	<p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。 ②総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して、テレワークの総合的な支援方策を検討・実施するための「テレワークモデル都市制度」について検討していく。 また、平成14年度に試作したコンテンツを充実させ、テレワーク実施環境の整備を行う。 さらに、シンポジウム等の普及啓発活動を実施していく。 ③テレワークモデル都市の指定を行い、総合的な支援を実施するとともに、シンポジウム等の普及啓発活動を実施する。</p>
<p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公</p>	<p>国土交通省</p>	<p>地理情報標準のJIS化のため、 ・専門用語の審議を行った。 ・国際標準化機構 (ISO) において国際規格となった項目について、JIS原案を審議中。</p>	<p>JIS化のための専門用語の整備。</p>	<p>ISOにおいて国際規格となった項目について、順次JIS化を図る。</p>	<p>①日本工業標準調査会 (JISC) に対する準備。 ②JISの審議・制定。 ③国際規格となった項目について、順次JIS化を図る。</p>

<p>共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>GISアクションプログラム2002-2005に基づき、引き続きGIS関連諸施策を推進している。</p>	<p>GISを利用する基盤環境を概成し、GISを有効に活用し、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図る取り組みを進めている。</p>	<p>今後もGISアクションプログラムの施策の着実な推進に努める。</p>	<p>①②③GISアクションプログラムの施策の着実な推進に努める。</p>
<p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成14年11月29日に「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」が、交通政策審議会の答申の中に位置づけ。 ・「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」へ向け、静脈物流基盤の整備を平成15年度港湾整備事業費で要求。 ・リサイクル関連団体やリサイクルポートに指定された港湾管理者等から構成される「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」を開催し、具体的取組について検討を行った。 平成14年11月1日：第1回委員会開催 平成14年12月11日：第2回委員会開催 ・廃棄物最終処分場の逼迫化に対応するため、平成14年7月に民法法特定施設に追加された「廃棄物海面処分場延命化施設」に関する基本指針を告示した(平成15年1月16日)。 ・グローバルな視点からの循環型社会の構築に寄与するため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた調査について平成15年度行政経費として要求した。</p>	<p>・平成14年5月30日に、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾(リサイクルポート)として、室蘭港・苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港を1次指定した。</p>	<p>・低廉で環境負荷の小さい静脈物流ネットワークを構築するための拠点となるリサイクルポートの配置。 ・港湾を核とした静脈物流システムの事業化を促進する官民パートナーシップの構築。 ・将来発生量が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源の有効活用と効率的な国際静脈物流システムのあり方。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・平成14年度中に「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」の検討成果を公表する。 ・平成15年4月にリサイクルポートの2次指定を行う。 ・平成15年4月に民間企業やリサイクルポートに指定された港湾管理者等によって構成されるリサイクルポート推進協議会を設置する。 ②平成15年末 ・国際静脈物流システムの構築のための調査を行い、具体的取組について取りまとめを行う。 ・港湾整備事業により、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を引き続き推進する。 ③それ以降 ・リサイクルポートの形成を支援するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向け諸施策を推進する。</p>

<p>国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>グローバル観光戦略を関係府省と協力して策定し、平成14年12月24日の閣僚懇談会において、国土交通大臣がその旨発言し公表した。</p>	<p>今後、外国人旅行者が増大することにより、新たな民間需要の創出及び雇用の創出がえられる。</p>	<p>関係府省、地方自治体、民間企業等が一体となった戦略の推進</p>	<p>① 国、地方自治体、民間企業等が官民一体となって本戦略を推進する体制の整備。 ②、③ 多様な主体が連携し、進捗状況をフォローアップしながら本戦略に基づく各種施策を実施。</p>
		<p>平成15年度からの「ビジット・ジャパン・キャンペーン」事業の本格的展開のための事前準備として、重点対象国に対する市場調査等の事業を実施。</p>	<p>外国人旅行者の増大、ひいては新たな民間需要の創出及び雇用の創出が期待できる。</p>	<p>関係府省、地方自治体、民間企業等の事業との連携</p>	<p>① 国、地方自治体、民間企業等が官民一体となって事業を推進するための実施本部を設置し、同本部において、平成15年度事業実施計画を策定。 ②、③ 事業実施計画に基づき、官民一体となって訪日促進事業を展開</p>

地域の創意工夫による個性的な観光まちづくりを進めようとしている地域を支援するため、観光まちづくりアドバイザーを派遣するとともに、「観光のまち」を拠点とした周辺地域を含めた観光まちづくり実施支援プログラムの策定を行っている。

全国53ヶ所に観光まちづくりアドバイザーを派遣するとともに、全国14ヶ所の地域における観光まちづくりに係る構想策定を地方運輸局が支援している。

地域の観光まちづくり・観光交流空間づくりに係る構想の実施に対する支援。

①、②、③
○観光交流空間づくりモデル事業
・地域の個性を活かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組を、国土交通省がハード・ソフトの両面から総合的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を平成15年度より創設する。また、当該事業における支援施策の一環として、インフラ整備等のハード施策とキャンペーン展開等のソフト施策を戦略的に連携させた施策・計画づくりの手法について調査・検討するとともに、NPOと連携した観光交流空間の管理・活用施策の検討、地域固有の自然や地場産業を活用したツアープログラムのモデル的開発調査や、外国語案内標識ガイドラインの策定を実施する。
○観光まちづくりプログラム策定推進
・引き続き、まちづくりアドバイザーの派遣及び観光まちづくり実施支援プログ

<p>国土交通省は、平成14年度から、自治体のイニシアティブ、地域コミュニティの協力、ITの積極的導入等を通じて、地域特性を活かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し、内外に発信する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>インタープリテーションプログラム(自然ガイドツアー)の造成による観光地の振興を図るため、インタープリター(自然ガイド)を育成するためのセミナーの開催、自然ガイドツアーの事業経営マニュアルの作成及びセミナーの開催等を行った。</p>	<p>自然ガイドの人材育成及び事業経営セミナーには、地方自治体の観光行政担当者、地域で活動している自然ガイド及び宿泊業者など全国の様々な分野から多数の参加が得られた。春と秋のセミナー開催には延べ230名の参加者があった。</p>	<p>インタープリテーションプログラムの普及促進。</p>	<p>①、②、③ ○インタープリテーションプログラム(自然ガイドツアー)による観光地振興事業 地域の個性を活かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組を、国土交通省がハード・ソフトの両面から総合的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を平成15年度より創設する。また、当該事業における支援施策の一環として、インフラ整備等のハード施策とキャンペーン展開等のソフト施策を戦略的に連携させた施策・計画づくりの手法について調査・検討するとともに、NPOと連携した観光交流空間の管理・活用施策の検討、地域固有の自然や地場産業を活用したツアープログラムのモデル的開発調査を行う。</p>
<p>国土交通省は、平成14年度から、自治体のイニシアティブ、地域コミュニティの協力、ITの積極的導入等を通じて、地域特性を活かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し、内外に発信する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>観光情報を網羅的に入手できるポータルサイトを整備するとともに、1) 現在情報発信されていない宿泊施設のバリアフリー状況、2) 政府登録ホテル・旅館、3) 観光振興のノウハウの情報に係るデータベースを構築している。 ・北海道版シーニックバイウェイプログラム(仮称)を展開するため、「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会」を設置</p>	<p>新たなデータベースと観光ポータルサイトのシステムの構築に着手。 ・平成15年2月に第一回検討委員会を開催</p>	<p>データの更新をはじめとするサイトのメンテナンスの充実 ・施策の実施を踏まえて課題を明らかにすることとしている。</p>	<p>①、② 更なる利便性の向上と既存サイトとの連携を充実させるための検討を行う。 ②平成15年末 北海道においてモデルルートを2ルート程度を選定し、制度導入に向けた課題、対策等について検討を行う。 ③それ以降 北海道版シーニックバイウェイプログラム制度の導入を行う。</p>

<p>国土交通省は、平成14年度から観光地の魅力度の分析、診断、公表の仕組みを構築することにより、観光地の地域間競争を促進させ、地域自らの努力を喚起し、地域独自の取組みを促す。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成14年度において、温泉地の誘客事業の取組みを促す観点から、旅行者のニーズと各温泉地で行われている誘客事業とのミスマッチを分析し、温泉地ごとに取組むべき課題や有効な指針を示すための調査を実施している。</p>	<p>全国355箇所の温泉地から誘客事業の実態及び旅行者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、72,000のサンプルをもとに分析を行い、我が国の温泉地が取り組むべき課題や有効な指針を提示していく。</p>	<p>調査結果概要の公表</p>	<p>① 調査結果概要を公表する。</p>
<p>厚生労働省、国土交通省等の関係府省は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ協力する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・12省庁が連携して休暇取得の啓発活動を実施。 ・文部科学省に対して「観光振興に関する副大臣会議報告書」を地方教育委員会へ送付するよう要請し、環境整備を促進。 ・家族の「夢バカンス・プラン」を15年1月から2月にかけて募集し、3月発表予定。 ・15年1月、「ゆとり休暇」の取得促進の啓発事業を展開するため、副国土交通大臣が宮川大助・花子さんを「ゆとり休暇大使」に任命。宮川大助・花子さんは、「ゆとり休暇」をネタにした漫才やPR活動・イベントを展開中。 ・「ゆとり休暇」の取得促進の啓発事業を展開するため「ゆとり休暇川柳」を募集中</p>	<p>・12省庁連携による啓発活動など国の取組みに連携して、地方自治体や民間にも「ゆとり休暇」の広報に協力いただけたところが増えているとともに、 (社)日本ツーリズム産業団体連合会が「秋休み」普及促進キャンペーンを開始した。</p>	<p>キャンペーン等積極的な啓発事業の展開が必要。</p>	<p>①、②、③ 今後、15年度末までに、連続休暇取得による旅行需要創出のための環境整備事業として、長期家族旅行の推進を図るためのモニターツアー実施等、「ゆとり休暇」取得推進に向けたキャンペーン等を展開する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・15年2月から3月、連続休暇取得促進キャンペーンとして、全国紙新聞・テレビスポット・雑誌十数誌・主要都市電車等車内吊りで、「ゆとり休暇」取得促進の広報を幅広く展開・実施。 ・15年3月、全国9カ所で地元のマスコミ・経済界等とも連携しながら長期家族旅行促進シンポジウムを開催し、「ゆとり休暇」の取得促進を呼び掛ける。 			
外務省、国土交通省は協力して平成14年度、日韓で共通に使える公共交通機関のパスを発行するための環境整備に着手する。	国土交通省	2000年11月の第15回日韓観光振興協議会で提案され、2001年9月の日韓観光担当大臣会議において正式合意された「東アジア広域観光交流圏構想(EAST PLAN)」の具体的施策の一つとして「共通外客用レール・パスの創設」が挙げられており、両国間で緊密に連携・協力して検討を行うとともに国土交通省から関係公共交通機関に対して、検討・協力を要請するなどの取組を行った。	平成14年12月に開催した第17回日韓観光振興協議会において、引き続き本施策の実現に向けた検討を実施することについて、両国で合意を得た。	両国間で技術的、実務的な課題に対する検討が必要。	①、② 引き続き両国間で緊密に連携、協力して検討を行う。
都市再生特別地区の積極活用	国土交通省	都市再生緊急整備地域(全国44地域[第一次、第二次指定])における都市再生特別地区の積極的な活用に向け、民間事業者の創意工夫を円滑に実現出来るよう都市再生特別地区の運用指針を公表等の取組を行った。 (参考)緊急整備地域指定に伴う経済効果:民間事業投資額 約7兆円、その他経済効果などを含めた民間経済投資効果額 約20兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域[大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域]において、都市再生特別地区[心斎橋筋一丁目地区]が決定・告示された(平成15年2月)。 ・都市再生緊急整備地域[名古屋駅周辺・伏見・栄地域]において、民間事業者からの都市計画の提案に基づく都市再生特別地区[名駅四丁目地区]が決定・告示された(平成15年2月)。 		

<p>財源について関係府省で見直しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る。</p>	<p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年10月23日、「羽田空港再拡張事業工法評価選定会議報告書」がまとめられ、新設滑走路の建設工法について、提案された3工法（棧橋工法、埋立・棧橋組合せ工法、浮体工法）とも、適切な設計を行うことで建設可能とされた。 ・平成14年12月6日、「交通政策審議会航空分科会答申」がまとめられ、羽田空港再拡張のできる限りの早期着工・早期完成を図り、国際定期便の就航を図ることとされた。 ・平成15年度予算案において、着工準備調査費15億円が認められた。 ・平成15年1月16日、第1回「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を開催し、国土交通大臣と首都圏関係7自治体首長との間で意見交換を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を通じ、首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業の円滑な推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を通じ、首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業の円滑な推進を図る。 ②再拡張事業の着工に備えて環境影響調査・土質調査等を実施する。
<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 海上ハイウェイネットワークの構築 (再掲) (2) スーパー中樞港湾の育成 (再掲) 			

		(3)シングルウィンドウ化の実現 (再掲)			
警察庁、国土交通省は、地方自治体と協力し、徹底した渋滞解消を図るための施策を推進する。このため、自治体レベルでの渋滞解消計画の策定が求められるほか、首都圏中央連絡道路等の三大都市圏環状道路の早期完成、無断駐車への迅速な対応、道路周辺工事・街路樹剪定の夜間化、自動車交通量の調整を図る交通需要マネジメント施策の展開を進める。	国土交通省	・地方自治体等が中心となって行う渋滞の緩和や自動車のもたらす環境負荷の低減を図る取組みを国が支援する交通需要マネジメント(TDM)実証実験制度に基づき、平成13年度に認定した20件、平成14年度に認定した3件の計23件の実験計画に対し、実施に要した経費の一部を国費で補助するなどの所要の支援を行っている。	・実験の区間でバス利用者が大幅に増加するとともに、走行速度が向上するなど、渋滞緩和がもたらされた例が出ている。	・今後も引続き、地域での実験に対して所要の支援を行っていく。	・(①～③の分類とはならない)平成15年度も新規の実験計画を公募し、先進性、有効性等の要件を充たすものを認定した上で支援対象とする。
		(道路周辺工事について)共同溝整備および面的集中工事を始めとする路上工事の縮減施策に取り組んでいるところ。また、新聞・テレビ等を活用した路上工事の情報提供の充実を図ったところ。	従来からの取組みによって、東京23区においては平成14年度には平成4年度と比較して路上工事件数が半減する見込み。		※平成15年度中(実施時期は未定) 三大都市等において、面的集中工事と5年間の掘削規制の一体的実施及び対象エリアの公開、掘削規制区間の拡大、路上工事実施日時管理の徹底等、路上工事の抑制施策について、関係省庁のみならず、占用企業者等との密接な連携のもと積極的に取り組む。また、路上工事情報提供の充実を図ることによって、路上工事実施に対する道路利用者の理解を得ると共に、路上工事に起因する渋滞の緩和に取り組む。

<p>(渋滞解消計画の策定、自動車交通量の調整を図る交通需要マネジメント施策の展開について)</p> <p>・面的な渋滞対策が必要な都市圏においては、通勤圏等を対象として、バイパス、環状道路の整備等の交通容量拡大策、交通需要マネジメント（TDM）施策、マルチモーダル施策による総合的な都市交通施策を重点的に推進する「都市圏交通円滑化総合計画」を策定・実施している。</p> <p>・円滑な道路交通を確保するために、バイパス、環状道路の整備等の交通容量の拡大施策と併せて、公共交通機関の利用促進等で都市内交通を適切に誘導する交通需要マネジメント（TDM）施策を展開している（継続実施）。</p>	<p>・これまでに、松江、熊本、福島、広島、高松、福岡、仙台等の12都市圏で「都市圏交通円滑化総合計画」が策定されており、今年度もそれらの計画に沿って、交通容量の拡大施策（バイパス、環状道路の整備等）や交通需要マネジメント（TDM）施策（公共交通機関の利用促進等）等の渋滞解消施策を推進している。</p>		<p>①②③（継続実施）</p> <p>・今後、計画の策定を予定している他の都市圏についても、他省庁との連携を強化しながら、策定に向けた支援を進め、渋滞解消施策に積極的に取り組んでいく。</p>
<p>(首都圏中央連絡道路等の三大都市圏環状道路の早期完成について)</p> <p>・都市の骨格を形成するとともに、交通渋滞の緩和を図り、良好な生活空間を創造するため、環状道路の整備を重点的に推進中。</p>	<p>・例えば、首都圏においては、首都圏三環状道路の整備により</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圏央道内側の主要渋滞ポイントは、おおむね解消 ○走行時間の短縮等による効果は、年間約4兆円 ○用地補償等が建築物の新築等に使用されることによる効果は約6兆円の効果が見込まれるほか、輸送コストの低減による潜在生産力の拡大、交通条件の向上による民間設備投資の増加、交通圏域の拡大による余暇関連消費の増加などの効果が見込まれる。 		<p>①②③（継続実施）</p> <p>・例えば、首都圏においては、おおむね10年以内に首都圏三環状道路のいずれかの部分で9本の放射道路を接続するような環状線（重点リング）を形成するなど、今後とも環状道路整備効果の早期発現を目指し、鋭意事業を推進する予定。</p>

<p>関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等を通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>映画等のロケーション撮影の誘致は、「外客誘致の促進」や「観光による地域振興」に資することから、地域の行政機関・住民等のロケに対する理解の増進を図ることを目的とする「ロケーション撮影による地域経済効果の推計手法等に関する調査」の実施、また、フィルム・コミッション（FC：映画等のロケーション撮影を誘致、支援する非営利組織）設立のためのノウハウの提供を行うとともに、国際観光振興会を活用して海外での誘致宣伝活動を行う等、FC設立の動きを積極的に支援している。</p>	<p>平成12年度末のフィルム・コミッションは5組織にすぎなかったが、平成13年度は14組織が設立、平成14年度は22組織が設立され、平成15年2月現在で41組織が設立されている。</p>	<p>海外からのロケーション撮影の誘致</p>	<p>①、②、③ 引き続き、FC設立のためのノウハウの提供や国際観光振興会を活用した海外での映画のロケ隊誘致宣伝活動等を通じ、FC設立や、FCによる海外からのロケーション撮影の誘致を支援する。</p>
<p>関係府省は協力して、平成14年度、世界で活躍する日本製品や日本人、個性ある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。 在外公館の活用や国際PR、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>観光基盤施設整備費補助金は、地方公共団体が行う観光基盤施設整備の先進的事例に対し補助することにより、これを参考に他の地域においても、地方公共団体等による観光基盤施設整備の推進を意図した制度であり、外客誘致を目的とした「国際交流拠点・快適観光空間」、自動車旅行及び高齢者等の利便向上を目的とした「広域観光テーマルート・バリアフリー観光空間」において、観光案内板を含む観光基盤の整備を行っている。</p>	<p>平成14年度は、山口県、三重県、香川県において案内板整備を行っている。</p>	<p>外国語案内標識のガイドラインの策定。</p>	